

京都市告示第559号

児童福祉法第21条の5の19第2項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり廃止の届出がありました。

令和4年2月7日

京都市長 門川 大作

申請者名称	サービス種別	事業所名及び事業所番号	事業所所在地	廃止年月日
有限会社 バーサス	児童発達支援	サポートセンタ 一夢小路 2650900364	京都市伏見区桃山町 山ノ下44-1	令和4年 2月7日

(子ども若者はぐくみ局子ども若者未来部子ども家庭支援課)